

## 第 6 5 回兵庫県国土利用計画審議会

令和 2 年 2 月 1 9 日 (水)

ひょうご女性交流会館

第65回兵庫県国土利用計画審議会

令和2年2月19日（水）

ひょうご女性交流会館 501会議室

開会 午後2時00分

○会長        それでは、ただいまより審議に入ります。

      本日の議案は、計画図の変更、諮問案件1件、並びに報告案件10件です。

      それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局        本日は、土地利用基本計画の一部変更について御審議をお願いしたいと考えています。計画図ですが、諮問案件1件、報告案件10件を予定しています。

      先に、全体像をお話しさせていただきますので、皆様、参考資料1の「案件位置図」をご覧くださいと思います。まず諮問案件ですが、左下に「淡路農業地域の拡大」とありますが、諮問案件については、この1件のみです。これは、圃場整備をするというものです。他の10件は報告案件ですが、報告1は住宅地の造成。報告2、報告3は太陽光発電設備、報告4は宗教施設の設置、報告5～7は太陽光発電設備、報告8は観光施設の駐車場整備、報告9は住宅地の造成、報告10が工業団地の造成です。

      簡単にまとめますと、太陽光発電設備が5件、住宅地の造成が2件、工業団地の造成が1件、その他が2件です。

      続いて議案書に戻っていただいて、資料1と資料2の御説明をさせていただきます。これらの案件については、国土交通省、農林水産省等の国の関係機関と事前調整をさせていただいています。さらに、関係市町長の意見も聞き、いずれも、「特に意見はありません」ということで聞いています。

      それでは、個別の説明に入らせていただきます。

      まず、諮問案件1「淡路農業地域の拡大」です。

先に凡例の御説明をさせていただきます。この土地利用計画図の右側に凡例がありますが、まず、ピンク色が都市地域、黄土色が農業地域、緑色が森林地域、青色が自然公園地域、紫色が自然保全地域、各個別規制法ごとの細区分をそれぞれその地域の下に表示しています。変更案件が縮小案件の場合は、縮小部分を黄色で、拡大案件の場合は、拡大部分をピンク色で表しています。

右下の図の土地利用基本計画図にあるピンク色の所、ここが今回の予定地です。

変更内容は、この地域が現在、5地域のいずれにも該当しない白地地域となっています。令和3年に採択予定の県営農地整備事業の対象地の一部になっていますので、農業地域を拡大するというのが今回のこの案件の内容です。

農地の整備事業は、このピンク色の所の北側の部分です。北側の部分が黄土色でずっと塗られていると思いますが、この上の40ヘクタール、圃場整備をやっていくということで、事業の完成は令和7年頃となる見通しです。

航空写真や位置図を見ていただくと、淡路市入野の県道465号多賀洲本線沿いで、淡路市と洲本市の市境に位置しています。航空写真を見ていただくと、ピンク色を塗っている所の、右側に県道465号線が縦に走っています。ピンク色の所から上が淡路市、下が洲本市となります。淡路市と洲本市の市境にあるということです。

今回、このように農地整備事業を実施する予定で、今後、農業振興を図るため、農業振興地域を拡大する予定です。

土地利用基本計画図については、今回変更に伴う農業地域の拡大面積は3ヘクタールで、個別法では、国土利用計画図の、農業地域が拡大された後に、農業振興法の農業振興地域の拡大がなされます。地元の方とは、十分調整をしていると聞いています。

以上が、諮問案件の計画図の説明です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○会長           ありがとうございます。ただいま、事務局から説明いただきました内容

について、御質問、御意見がありましたら、承りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

はい、どうぞ。

○1番委員 白地地域となっていますが、どうも見てみると、元々農地らしき絵になっていますが、白地になっていた経緯について、もし分かれば教えてください。

○事務局 白地になっていた経緯については、分かりませんが、この地域が白地地域になっており、圃場整備をしていく中上では、具合が悪いので、農業地域に編入していくということです。

何故ここが白地なのかというのは、この場では「分かりません」というお答えになってしまいます。

○会長 歴史的な経緯は分からないということですので、もし分かれば、また後日報告をお願いします。

○事務局 後日御報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

○会長 はい、どうぞ。

○2番委員 今度、農業地域に入る中にため池がありますが、これはどのように扱われるのでしょうか。

○会長 事務局、お願ひします。

○事務局 ため池の部分については、水をとる取水口の工事というのを土地改良事業で予定しています。区画整理を予定している圃場等に合わせて事業を行いますので、編入をセットで考えています。

○2番委員 ため池として残るとのことですか。

○事務局 ため池として残って、そこから水をとるゾーンの工事を行うことを予定しています。

○2番委員 補強もするということですか。

○事務局 ため池本体はさわらずに、水をとるところだけを少しさわるといふこ

とです。

○2番委員 はい、わかりました。

○3番委員 補足させていただいていいですか。

○会長 お願いします。

○3番委員 圃場整備事業の区域に入れて、合わせて整備をするということで、このエリアの設定がされていると思います。先ほど説明がありましたとおり、ため池の改修が必要であれば、当然、改修も行いますが、圃場整備の場合、例えば、用水をパイプライン化するとか、そういう場合には、やっぱり取水口の工事が必要になってくるということで、区域に入っていると思われま。

○会長 よろしいでしょうか。

○2番委員 ありがとうございます。

○会長 ほかに御質問等ありますか。いかがでしょう、特に御質問ありませんか。

○4番委員 ちょっと瑣末なことですけれども、先ほど「境界上にある」との説明でしたが、ここの場所としては「淡路市」と書いていますので、基本的には淡路市の境界に接した形であるという理解でいいですか。

○事務局 そうです。この部分は淡路市です。

○4番委員 ありがとうございます。

○会長 いかがでしょう。

諮問案件1につきまして、特に御意見はありませんでしょうか。

特に御意見がないようですので、諮問案件について、当審議会として異議なしとして答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○会長 ありがとうございます。御異議がないようですので、異議なしと答申させていただきます。

なお、答申の作成については、会長に一任していただくということでお願いした

いと存じますが、差し支えないでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○会長           ありがとうございます。

御異議がないようですので、「異議なし」として答申させていただきます。

以上で、議案にあります諮問案件1件については終了しました。

引き続き、報告案件として、森林地域の縮小案件計10件について、事務局から報告をお願いします。

○事務局           それでは、報告案件の10件について御報告させていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、参考資料3「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取扱いについて」をご覧くださいと思います。

5地域区分の変更にあたっては、諮問の手続を行うことが原則となっています。ただ森林地域の縮小案件についてのみ、資料に記載されていますとおり、平成23年2月16日開催の第54回の国土審において、取り扱いを決めさせていただいています。

内容としましては、5地域のいずれにも該当しない地域が生じる、森林地域の縮小案件の場合、当審議会の意見を伺うということで、一旦、林地開発許可取得時に国土利用計画審議会に情報提供をし、その上で完了確認後に諮問という形になっています。

森林地域を縮小しても、その地域が都市地域や自然公園地域になる場合は、国土利用計画審議会として適当と認めたものとして取り扱い、林地開発許可の完了確認後に報告案件とさせていただきます。

参考資料3の裏面に、国からの通知文が下部に記載しています。2が白地地域の生じる場合、3が森林地域を縮小しても白地地域の生じない場合、下線に基づき、審議会で議決をして運用をさせていただきますので、御理解いただければと思

います。

今回該当する案件は10件で、縮小面積は全部で115ヘクタールとなっています。うち、8件が都市地域内、1件が自然公園地域内、1件が都市地域と自然公園地域の重複地域になります。白地地域は発生していません。

それでは、報告案件10件、資料に基づき、説明させていただきます。

<2>報告案件（白地地域を生じない森林地域の縮小）の、報告案件1「宝塚森林地域（縮小）」をご覧ください。

場所は宝塚市山手台で、阪急電鉄山本駅の北側に位置しています。土地利用基本計画図の下に「山本駅」があると思いますが、ご覧いただければと思います。

住宅団地の造成を目的として昭和61年3月11日に林地開発許可、完了した工区から林地開発の部分完了手続きを行い、当該地域は、平成31年2月6日に部分完了確認がされています。

住宅団地の造成により現況は森林では既になくなっていきます。森林として利用・保全を図る必要がなくなっていますので、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小するものです。

現在、この地域は都市地域と森林地域が重複しており、変更後は都市地域のみとなります。縮小面積は、4ヘクタールです。

次に、報告案件2「加西森林地域（縮小）」をご覧ください。

こちらは、土地の利用に関する事項のところに「太陽光発電施設」と書いてありますが、場所は、加西市栄町で、県道23号三木宍粟線沿いにあり、加西市と小野市の市境に位置しています。左側が加西市、右側が小野市です。

太陽光発電施設の設置として、平成29年2月27日に林地開発許可、平成30年8月に完了確認がされています。太陽光発電施設の設置により、現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小するものです。

土地利用基本計画図を見ていただくと、森林地域の黄色で塗ってある箇所が虫食いの状態になっており、ここだけ太陽光発電なのかという話になると思いますので、少し説明させていただきます。

航空写真を見ていただくと、虫食いの黄色の箇所以外も、周辺を見ていただくと黒いパネルが見えると思います。ここが太陽光発電施設ということです。この土地利用基本計画図上での森林地域というのは、左側の黄色のところ、緑と黄色のところは森林地域でしたので、「ここは太陽光パネルになったので外しましょう」ということです。

現在、この区域は都市地域と森林地域が重複していますので、変更後は都市地域のみとなります。縮小面積は10ヘクタールです。

ここで、太陽光発電設備の案件の説明をしましたので、県の太陽光発電設備への対応について、口頭で少し説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、太陽光発電設備の県の規制についてですが、まず1つ目として、「太陽光発電施設等の地球環境との調和に関する条例」で、私どものまちづくり部の建築指導課が所管しています。「太陽光発電施設等の設置に係る事業計画の届け出制度」というものです。

対象が事業区域の面積が5,000平方メートル以上の太陽光発電施設の設置工事及び増設等の工事をする場合は届け出が必要という内容です。平成29年7月1日施行で、工事の着手の60日前に事業計画を届け出する必要があります。

平成30年3月30日には、山林開発を伴う事業区域の面積が50ヘクタール以上の太陽光発電施設については、緑地の保全の基準を追加しています。森林率が、25%から60%に引き上げられ、さらに、自然公園区域内は森林率を80%程度とするよう規制を強化しています。

新温泉町で風力発電が話題に出っていますが、平成30年10月29日には、風力

発電施設の届け出も対象に追加しています。

二つ目に、「森林法」という法律です。林地開発許可、林地開発協議の制度があり、1ヘクタールを超える森林を開発する場合は許可協議が必要です。それにつきましては、平成30年5月31日に、「太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可の取扱について」で、森林の面積が40ヘクタール以上となる場合は、森林率を25%から60%にする」と規制を強化しています。

3つ目が、「アセス法」で、県の環境部局でやっているものですが、環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業を実施する事業者は、環境の影響に対して、事前に調査、予測、評価をし、環境保全措置の検討を行って、事業実施をするときには環境保全への適正な配慮を行うというものです。令和2年4月1日にアセス法の改正施行令がされ、4万キロワット以上発電する施設、面積で言うと、大体100ヘクタール以上のものはアセス対象となります。

本県でもアセス法に併せて、アセス条例に太陽光発電所の新設・増設を対象事業に追加し、事業区域面積が5ヘクタール以上のものはアセス対象となります。令和2年4月1日施行予定です。

四つ目は、私どもが所管している行政指導になりますが、「大規模開発及び取引事前指導要綱」です。国土利用計画法の円滑な施行と県土の適正な利用を図るため、開発行為の協議に関し、必要な事項を定めて無秩序な土地利用を防止することを目的としています。

対象は、10ヘクタール以上の民間大規模開発計画で、平成29年1月1日に運用を変更し、太陽光発電設備を大規模開発要綱の対象に追加しました。さらに、平成30年10月29日に、風力発電を設置する場合も、大規模開発要綱の対象を追加しました。

県の取り組みとしてはこの4つがメインですが、あと国の方で「FIT法」というのがありまして、事業者は、FIT法をはじめとする関係法令を守っていただく

ことと、今、お話しさせていただいた本県の規制を守っていただく必要があるということ。FIT法では、関係法令を守らずに事業を進めた場合、認定が取り消されるという法律の建て付けになっています。

続いて資料2-3、報告案件「加西森林地域（縮小）」をお願いします。

これも太陽光発電施設の案件で、場所は加西市畑町で、中国自動車道加西パーキングの東隣に位置しています。太陽光発電施設の設置として、平成28年8月に林地開発許可、平成30年10月に完了確認がされています。太陽光条例は平成29年12月に届け出が提出されています。

太陽光発電施設の設置により現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったので、計画図上で森林地域を縮小するものです。この地域は、都市地域と森林地域が重複しており、変更後は都市地域のみとなります。縮小面積は3ヘクタールです。

続きまして資料2-4、報告案件4「加東森林地域（縮小）」をお願いします。

場所は加東市上三草で、東条湖から北西約2キロのところに位置しています。東条湖は、土地利用基本計画図の方位の横にある白い部分のところになります。

今回、この黄色で塗ってあるところは、宗教施設の設置を目的として、平成22年12月に林地開発許可、平成30年4月に完了確認がされています。宗教施設の設置により現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、計画図上で森林地域を縮小するものです。

現在、この地域は自然公園地域と森林地域が重複しており、変更後は自然公園地域のみとなります。清水東条湖立杭県立自然公園内にあり、縮小面積は12ヘクタールです。

続きまして、資料2-5、報告案件「加東森林地域（縮小）」をお願いします。

これも太陽光発電施設で、場所は、加東市上滝野です。加東市と西脇市の市境に位置しています。

太陽光発電施設の設置を目的として、平成29年11月に林地開発許可、平成30年8月に完了確認がされています。太陽光条例につきましては、平成29年9月に届出されています。現場は、緩い勾配の丘みたいなところで、傾斜が急な箇所は特にありませんでした。

太陽光発電施設の設置により現況は森林でなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、森林地域を縮小するものです。この地域は、都市地域と森林地域が重複しており、変更後は、都市地域のみになります。縮小面積は7ヘクタールです。

続いて、資料2-6、報告案件「多可森林地域(縮小)」をお願いします。

場所は多可町中区田野口で、国道427号線から北へ約0.5キロ行ったところです。国道427号は、位置図の真ん中より下の黄色い道路です。そこから上に500メートル行ったところの黄色で塗ってあるところが、太陽光発電施設の現場です。

平成28年8月に林地開発許可、平成30年7月に完了確認がされています。

太陽光発電施設の設置により現況は森林でなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がないということで、計画図上で森林地域を縮小するものです。この地域は、都市地域と森林地域が重複しており、変更後は、都市地域のみになります。

続きまして、資料2-7、報告案件7「相生森林地域(縮小)」です。

相生市とたつの市の市境に位置しており、太陽光発電施設の設置を目的に、平成27年7月に林地開発許可、平成30年12月に完了確認がされ、現地は山の中で、周辺に人家は全くない状況です。

太陽光発電施設の設置により現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、計画図上で森林地域を縮小するものです。この地域は都市地域、自然公園地域、森林地域の3つが重複しており、変更後は、

都市地域と自然公園地域になります。西播丘陵県立自然公園内で、縮小面積は26ヘクタールです。

続きまして、資料2-8、「宍粟森林地域（縮小）」というものです。

宍粟市山崎町で、宍粟市役所から北東約1.3キロのところですが、宍粟市役所は、この位置図を見ていただくと、真ん中やや左の揖保川の下に二重丸の地図記号があると思いますが、ここが宍粟市の役場です。「山崎花菖蒲園」という観光地の下側に駐車場造成を目的に、平成29年11月に林地開発許可、平成30年10月に完了確認されています。

山崎花菖蒲園は、経営難により現在は閉園されたので、今は、駐車場としては使われていません。宍粟市に問い合わせたところ、跡地利用は検討中ということでした。

駐車場が設置され、現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小するものです。この地域は、都市地域と森林地域が重複しており、変更後は都市地域のみとなります。縮小面積は2ヘクタールです。

続きまして、資料2-9、報告案件9「神戸森林地域（縮小）」です。

神戸市垂水区名谷町、第二神明道路の名谷JCTの北側です。住宅団地の造成をするということで、平成31年3月に林地開発協議が成立しています。令和5年1月に、ここにたくさんの住宅ができる予定です。

今後、住宅団地の造成により森林でなくなるため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小するものです。現在、この地域は都市地域と森林地域が重複していますので、変更後は都市地域のみで、15ヘクタールの縮小となります。

なお、この案件は土地区画整理事業で公共的事業であるため、林地開発協議という整理になります。

通常の林地開発許可では、完了確認の翌年度に計画図の縮小をさせていただきます

すが、この林地開発協議の場合は、協議成立の翌年度に地域森林計画の縮小を行う運用をさせていただいているので、事業としては、まだ完了していませんが、今回、森林地域を縮小させていただきます。

最後に、資料2-10、報告案件10「小野森林地域（縮小）」です。

小野市山田町で、北播磨総合医療センターから東へ800メートルのところです。産業団地の造成を目的として、平成30年10月に林地開発協議成立、令和4年3月に完了予定です。事業主体は、本県の企業庁です。

内陸の産業団地なので、アクセスが良くないと全然売れませんが、現地から3キロのところに山陽自動車道のジャンクションがあり、アクセスの良い産業団地となる予定です。企業庁の方からは、民間企業から問い合わせが多く来ており、完売するのではないかと聞いています。

産業団地の造成により森林ではなくなりますので、計画図上で森林地域を縮小するものです。この地域につきましては、都市地域と森林地域が重複しています。変更後は、都市地域のみになります。縮小面積は33ヘクタールです。

以上で、計画図の報告案件、私からの御報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○会長           ありがとうございます。ただいま、事務局から報告いただきましたが、御質問、御意見がありましたら承りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

はい、どうぞ。

○5番委員           後学のために教えていただきたいのですが、調整区域から市街化区域に変更というのは、とんでもない壁があります。今回の審議が終わった案件も、それから、報告10件も、いずれも、逆に言うと、もうなくなってしまったのでいいですよねというやり方なのです。それほど簡単に森林地域っていうのは、ぱっさり切ることで構わないとなっているのが現状でしょうか。お教えいただければ幸いです。

○会長           はい、事務局からお願いします。

○事務局           森林を伐採するのは許可になりますので、要件を充足すると許可されます。基本、許可は、その許可の要件を充足してしまうと中々止められません。ただ森林法の中で、「太陽光発電施設の設置をする場合は、森林率を25%から60%にする」とか、そういった形で、森林を守る方向で対応させていただいています。

私どもの大規模開発要綱でも、10ヘクタール以上の太陽光発電設備の設置についても、私どもの同意がないと前に進みませんので、それなりに指導をさせていただいているというところです。

○会長           はい、どうぞ。

○5番委員           本当は学識ということでたくさん事例を持っていらっしゃる委員の先生方に、聞きたかったのですが。

例えば報告案件1の「宝塚森林地域（縮小）」についてですが、自分がこの近くに住んでいたこともあったので、状況が分かるのですが、桜台とか五月台とか、随分開発が過去にありました。ところが、今や家に戻ってくる人がいなくなって、空き家が出てきています。風光明媚で伊丹空港を眼下に見おろし、最高のローケーションですが、住み始めて30年、40年たつと、子供が帰ってこない。ところが、今回のようにまたその近くで開発行為をするということについて、平気で木を切っても構わないのだなというのが印象です。

それについて、どう思われているかなと思ひまして。もし、委員間で話ができれば嬉しいなと思っているところです。

○会長           はい、どうぞ。

○6番委員           私、県職員のとときはまちづくりにおりましたので、簡単な見識を述べさせてもらいます。この宝塚の場合はおっしゃるとおりで、この話に行く前に、まず人口の問題があつて、空き家が増えてきて、ニュータウンと言われたところに

については、まちづくりの課題を抱えています。この報告案件1については、計画図でわかるように、赤のクロス線に入っていて市街化区域になっているので、ここは開発条件を整えればという地域なので、そういう解釈になるのかなと思います。

あと審議については、市街化区域と調整区域というのは、許可ではなく線引きをしているという制度で、そこは厳格に運用しています。線引きをした上で、許可するところと許可しないところを運用しているという、そのレベルの話です。森林の開発については、既に森林区域というのは、いわゆる線引きがあって、その中で許可をしている話ですから、同じレベルで、要件を整えれば許可せざるを得ものと理解しているところです。

○会長           はい、どうぞ。

○5番委員           6番委員と出身地が一緒なので、私が腹の中で何を考えているか、全部知っているの、そういうことだと思いつつながらですけども。

○会長           他の委員の皆さんで何か御発言はありますか、関連して。

                  はい、どうぞ。

○7番委員           同じく報告案件1「宝塚森林地域（縮小）」の案件ですが、今回のこの部分が森林地域でなくなるのは当然ですが、写真や計画図を見ると、その西側の既に住宅地だと思われるところが、ずっと森林区域になっているのではないかと思います。どうしてこういうことになっているのか、ちょっと疑問です。

○事務局           今回、資料を作成していく途中で、私もそのことに気づきまして、時間がなかったもので、過去の経緯まで辿ることができていません。

                  それで国には、告示後に修正をお願いしています。この審議会が終わった後、国にどうなっているのかを確認しながら、修正をしっかりとやっていきたいと考えているところです。

                  今回、気づいたのが1週間前だったので、どうにもできなかったというところが本当のところ、次の審議会のときにはしっかり修正して臨ませていただきたいと思います。

考えています。よろしく申し上げます。

○会長 大変、貴重な御指摘いただきましてありがとうございます。正確な計画図をつくっていただくということでよろしく申し上げます。

他にいかがでしょう。

○1番委員 5番委員にも少し言われかけたのですが、福田町長さんもいらっしゃいますが、川西、宝塚、猪名川辺りの傾斜地の、千里ニュータウンもどうもそうみたいですが、四、五十年前からずっと団地造成したところ、傾斜が急なところ等については、郊外でもそうですが、かなり高齢化してきているという実態があるようですけれども。

もし分かればですが、ここの団地の高齢化率について教えていただきたいと思えます。私は香美町在住ですが、高齢化率が50%近くですけれども、どうもこのあたりも県平均の倍になっているような話を聞くので、その辺をちょっと、調べていただきたいと思えます。

それと、別の話になりますが、太陽光発電がかなり多いですが、人家に近いところが何か所かあります。苦情というか、光の反射等の苦情を聞いているところはあるのかどうか教えて下さい。

○事務局 太陽光発電施設は、一応5カ所ありまして、苦情は基本的に私どものほうで聞いているところはありません。

一応、今回、この太陽光発電施設をつくるのに、事業者が住民の方にどう対応したかについて調べました。一応、説明会をするというのは当然ですが、加西市栄町の報告案件2「加西森林地域（縮小）」のサニープレイス加西発電所は、2回、自治会への説明をしています。

その中で自治会からどういう要望が出たかというのと、調整池の排水路をしっかりとってくれとか、地元と水質に関する環境保全協定を締結してくれとか、そういう要望が出ています。事業者は基本的に、地元からの要望をクリアして事業を進めてい

ます。

○1番委員 既にこれはもう設置済みなので、事前説明のところの説明はいいです。そうじゃなくて、報告案件5「加東森林地域（縮小）」とか報告案件6「多可森林地域（縮小）」ですと、明らかに人家のすぐそばに設置されているので、設置後に何か光の反射で、多分、説明のときとは、太陽の光の反射が違うのではないかと。朝から晩まで反射で、予測とは違う可能性があります。ですので、そういう設置後に何か苦情とか何かは聞いていないかということです。

○事務局 設置後の苦情は、私どものほうでは聞いていませんが、もしかしたら、建築指導課の太陽光条例を所管しているところに何かあるかもしれませんので、また報告させていただきます。

それと併せて、先ほどの高齢化の話ですね。それは住宅政策課に聞いてみて、また報告させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○会長 はい、どうぞ。

○8番委員 太陽光発電は、前々回くらいからこの審議会でもよく出ていますよね。先ほどの説明で、規制はいろいろやって、チェックはしているけど、県として、この太陽光発電のトータルな計画とか、今、バイオマス等に進めていこうという部分がありますが、太陽光発電量の目標値はあるのでしょうか。ここの審議とは直接関係ありませんが、次々あるので気になりまして。

○事務局 温暖化対策課に聞いてみないと、本当のところは分かりません。ただ、国では二十何%まで再生可能エネルギーにするといった目標があったかと思います。県の目標も、温暖化対策課に聞きまして、後ほど報告させていただきたいと思います。

○8番委員 いえいえ、分かったらでいいです。本当に次々と多いものだから、いつも大丈夫かと思って危惧しています。あまり高い金での買い取りというのは、価格もだんだん下がってきていますし。

○事務局            買取価格につきましては、42円の時代からずっと下がってきて、来年度はもう12円になりますので、事業者としては大分苦しくなってくるのではないかと思います。

一応、アメリカで言われている採算ラインが7円、8円で、アメリカはだっ広い、広大な荒野がありますので、それくらいでもできると思いますが、日本の場合は、山林を切り開いて造成するという話になると、なかなかコストが掛かりますので、アメリカのように7円、8円では多分、採算ラインに乗ってこないだろうと私もは考えています。国では調達価格の委員会がありますが、そこでは7円、8円まで落とそうというような方向で今、動いているということです。

○会長            ここ二、三回の審議会では太陽光に関する案件が、非常に多かったので、県の条例で事業区域5ヘクタール以上が今後アセスの対象となりますのでかなり厳しくなると思います。

5ヘクタールよりも小さい規模のものは、なかなか採算をとるのは難しいとも言われています。国のアセスは100ヘクタール規模程度以上ですので、県の条例はそれよりかなり厳しいことになっています。これまでに条例や法に基づいて許可されてきたものが案件として上がってきていますが、これからは、見てみないとわかりませんが、少し歯止めが掛かるのではないかなといった印象を持っています。

はい、どうぞ。

○9番委員            1番委員に先ほど猪名川町の話をしていただきましたので、少し言っておきたいなということです。

川西市や猪名川町でもありますが、古いニュータウンが今もう、高齢化率が大体40%を超えています。50%になっているところもあるわけですが、私もこの中山台って、今でもまだこういう開発ができるのだと、名谷もそうですけど、すごいなという気持ちになったのは確かです。

しかしそう言いながらも、少しでも開発しないと、減少社会なので、どっちがい

いのか、我々としても本当に分からないところです。しかし、あまり空き家が増え  
ても困るなというこのまちづくりの、本当に基本はどうしたらいいのかというのは、  
中々これから議論の分かれるところであると思いますけど、今後少し考えていかな  
ければいけないかなと思います。以上です。

○会長        はい、ありがとうございます。

国のほうでも、「コンパクト・アンド・ネットワーク」といったことが提案されて  
おり、これからの目指すべき都市構造については立地適正化計画のような仕組み  
もできています。そういった中で今後の開発の方向性とか、古いニュータウンの  
再生とかも各市町で考えていただくことが必要ではないかだと思えます。

この土地利用計画についても、個々の市町で考えていただくというのが大事な  
なと思えます。

いかがでしょう、他に。お願いします。

○4番委員        資料2-4の報告案件「加東森林地域（縮小）」の場合、宗教施設  
ですけれども、いわゆる飛び地状に点が打ってありますよね。当然、土地利用上、  
例えば、宗教施設がそこに立地したということであれば、そこに穴をあけるとい  
うことになって、飛び地になったと、そういう事実だと思えますけれど。

一方、資料2-10の報告案件「小野森林地域（縮小）」のこの産業団地建設事  
業は、一つは道路だろうと思えますが、それ以外のところが結構いる部分があり  
ます。こういう、一つの塊の中にそういう空白部分が残ったり、あるいは逆に飛び地  
にしたりするときの抜き方について、その一つの考え方みたいなものというの  
はあるのでしょうか。

例えば、宗教施設などは道路があれば、道路も抜いてしまうという考え方もある  
ような気がするのですが、そうではない。要するに、なぜこういう形になったのか  
という基準があれば教えていただきたい。例えば、その建物等でも、宗教施設で  
すね、どんな小さなものでもあれば抜くのかということですが、その辺の考え方、

基準があるのであれば、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○会長           はい、事務局お願いします。

○事務局           この抜き方につきましては、関係課から上がってきたものを抜いている形ですので、そこについては関係課に確認したいと思います。

それと、この小野の森林地域の資料2-10も、先ほど先生御指摘のとおり、下の抜いてないところは、道路になるところです。この上のところが、調整池のところではないかなと思っています。なぜ、ここをこうしたのかというのは、企業庁に確認して、報告をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○4番委員           基本的には、森林部局がどういう指導をさせていただいているのかという、その辺りの情報の話ですので、分かる範囲で結構です。

○会長           この利用計画図を拝見すると、まちや地域が抱えている問題がいろいろ見えてくるようなところもあると思いますが。何かお気づきの点、ありますでしょうか。せっかくの機会ですので、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いします。はい、どうぞ。

○7番委員           直接この審議会とか皆さんの土地対策室の範囲ではないかもしれませんが、先ほど太陽光とか、それからニュータウンの高齢化問題とか、これから20年後、30年後に大きく変化するのは、もう自明のことかと思います。

特に住宅は、まだ人が住んでいるので急にぱっと変化はしないと思いますが、太陽光で私が心配しているのが、ある時を境にぱたっと採算が取れなくなって放置されて、調整池の管理等もされなくなるのではないかと。特に、何十ヘクタール規模のものが幾つかあるので、県としても、行政さんは問題が起きないと中々対策が打てないというような実態だとは思いますが、パネル自体も放置して、電源を切っても、何かが発電して感電の恐れもあるとか、そういう事例もありますので、私は大変危険なものが山の中に放置されて、調整池の管理も不十分で洪水等にも繋がるのではないかとすごく心配なので、早目の対策を御検討いただければと思います。よろし

くお願いします。

○会長 この撤去後の後始末といいますかね。それに対する事業者の対応は。

○事務局 FIT法の中では20年運用するということで、20年間発電した後、20年経っても急に発電量が落ちるわけではないので、事業者側では、20年以降も当然、電力供給をやっていくというのが、基本としてはあると思います。

経済産業省の方で指標を出しておりまして、工事やパネルの値段等の造成した価格を含めた資本費の5%程度を、利益の中から積み立てなさいと言った建て付けにFIT法はなっています。

ところが、FIT法の中では、その20年間のどこで積み立てればいいのかというところは特に書いてないので、それを今、経済産業省のほうで、いつまでに積み立てなさいというのを決めようとしている作業をやっているところです。恐らく2年後くらいにはそういう形になって、積み立てをこうしなさいと言うことになると思います。

○会長 はい、お願いします。

○6番委員 私の知っている範囲ですけど、県の太陽光発電の施設に関する条例について、制定当初にその話がやっぱり課題として出まして、届け出の内容の中に撤去時の対応というところも項目があると思います。そこの運用をしっかりとしていくべきかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。いかがでしょう、ほかに御意見、御質問ありませんでしょうか。いかがでしょう。どうぞ。

○10番委員 メガソーラーについて、ずっと議題に上がっていますから、今までにいろいろと相談を受けた中で、私も本当にこれどうなるのかなと思ったことを一つ例に挙げますと、今、条例の中でも、やはり豪雨とか自然災害というのが年々増えてきていまして、今話しましたとおり、森林の部分を削っていきますので、斜面になります。そこで大雨になって崩落したというケースもありますし、一つは、

水質ですね。山林を切ったことによって、下で農地をされている方の水質が相当変わって、そして、農作物に影響が出たということが実際、たくさんあります。

それなら誰が補償するのかとなると、責任の所在が不明確なので、結局、泣き寝入りというのは、その農村の方々なのです。そういったことから、本当にこのメガソーラーには課題が内包されており、何をどうするのかということですが、私はやはり行政がそういうところまでしっかり担保するようにしていかなければいけないと思っています。

今、災害時の保全の約束事を交わしたかという話がありましたが、それって義務なのか。あるいは、努力義務なのか、どういう位置づけになっているのかが不明確じゃないかと思います。

今回のところで、そういったことが本当にあるのかどうか。これもまた、この審議会とはちょっと離れますけども、そういう所への行政の取り組みの必要性の認識について、どう思っているのかということをお聞きしたいと思います。

○佐藤県土整備部まちづくり局長 非常に難しい問題だとは認識しております。

まず、地元の方々の同意なしに事業を進めていくということについては、行政におきましても、業者指導を厳しく行っています。

それ以外の問題等につきましても、できるだけ丁寧に対応を行っているというのが実情で、強制的にできる部分というのは中々難しいところがあるのかなと思っています。

○6番委員 少し私も知っている範囲で。

県の先ほどの条例の届け出の内容で、景観面の配慮もありますけど、一方で、安全対策の項目もしっかり定めておりまして、大雨を適切に流出できること、あと、強風にも耐えられるようなものにするとか、その辺りの項目が既に定まっていますので、まずはそこをしっかりと運用していくという形になると思います。

そのときに、当時それを届け出制にするのか。もっと厳しくするのではないかと

いう話があって、環境上の話も出ましたが、要するに、CO<sub>2</sub>を出さない発電ということで、それは環境上進めていく分野でもあるし、その一方で、適切な開発許可基準で安全性、景観面も配慮していく点もあるしということで、その辺の兼ね合いもあって届け出制になったと思っています。おっしゃるとおり安全対策については、もう少し厳し目という話もあると思いますが、別途、開発許可等がありますので、そこでしっかり対応をするべきかなと思います。

○10番委員　意見ですけど、今、おっしゃるとおりです。ですから、それこそ行政訴訟されたら、行政が負けますよね。もしもそれで許可しなければ、県の条例も本当に厳しくなっているのは事実なのです。ですから、説明会をするのは義務ですが、それで合意まではやってないけれども、そこで行政指導で相当強制力を持たせることができますが、最終的な現実問題として、そういったことに対して、業者が協力的であるということが前提なのです。性善説と言いますか、それがある程度、前提ですけれども、現実はそうならないところがたくさんあるということが大きな課題だと思いますし、そういったところをある程度考えながら、こういう手続もやっていただきたいなという要望をさせていただきます。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。

他部局にも関連することが非常に多くありますので、この審議会でだされましたご意見、御懸念等は、ぜひ関係部局との間で共有していただきたいと思います。

他にいかがでしょう。

特にほかに御意見がありませんので、報告案件につきましては、第54回審議会の議決どおり、当審議会として、支障のないものとして取り扱いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○会長　ありがとうございます。

最後になりましたが、特に全般にわたりまして御意見等ありませんか。

特にございませんので、以上をもちまして、本日の議題は終了しました。長時間の御審議ありがとうございました。

後の進行は事務局にお返しいたします。

○事務局 会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

本日御審議いただきました土地利用基本計画の一部変更につきましては、3月下旬に変更告示を行う予定にしています。

以上をもちまして、第65回国土利用計画審議会を閉会します。本日は、長時間にわたり、どうもありがとうございました。

(閉会 午後3時32分)